

都営拝島三丁目アパート地区の都市計画に関する原案説明会 開催状況

【開催日時・参加者数】

開催日時	会場	参加者数
令和8年9月16日（水）19:00～19:45	やまのかみ会館	14名

【主な意見・質疑】

○用語について

- ・「一団地の住宅施設」とは、どのような意味で使われているのか。
⇒都市計画の用語である。現在、拝島団地一帯に「一団地の住宅施設」という都市計画の制限がかかっている。今後、この「一団地の住宅施設」を廃止して、地区計画を策定する。
（補足）一団地とはまとまった土地で、拝島団地地区全体をさしています。

○地区計画、土地利用に関すること

- ・東京都のデジタルミュージアムができるから都市計画を変更するのか。ミュージアムに反対するわけではないが、都市計画変更の機会であるなら、団地や近隣住民にとってメリットのある形でやってもらいたい。
⇒地区計画によって、公的利用地区にミュージアム建設が可能になるということも、都市計画変更の一つの理由ではある。地区計画原案でいう公的利用地区は、一団地の住宅施設の計画では、住宅が建つ計画となっている。東京都が都営住宅の当初計画を見直し、新たに住宅を建てる計画が無くなったため、駐車場等の予定地を含めて新たな全体計画を検討しようとの流れがある。ずっと空き地となっている住宅予定地をそのまま残しておくよりも、利用促進を図るべく、今回地区計画を検討している。
- ・地区計画ができないとデジタルミュージアムは建てることのできないのか。
⇒一団地の住宅施設計画では、住宅以外のものは建てられない。それを廃止して、新たに地区計画を作る事で、そこに住宅以外のものが建てられるようになる。
- ・都市計画決定により、ミュージアムを建てることと決定するということか。
⇒ミュージアム計画の決定はまた別の話で、地区計画は、土地の条件や建築のルールを決めるもの。実際に建築計画を進めていくのは東京都であり、東京都としてミュージアム建設を進めていくという方針は出されているが、地区計画ができたから、ミュージアムが決定ということではなく、その土地がミュージアムを建てられる状態になるということである。

○ミュージアム計画について

- ・素案説明会で、子どもが使える施設を作ってほしいとか、防災関係でも使える施設を作ってほしいとかいろんな意見が出た。ミュージアムを作るにしても、憩いの場を中に作るのか。例えばミュージアムではなく、防災施設を作ることも可能ということか。

⇒土地所有者である東京都が、今現在、自然環境ミュージアムを作りたいという意向がある。前回の説明会時に防災に関する要望があった事は東京都に伝えているが、市としてはなかなか難しいのではと感じている。

- ・前回の説明会では、ミュージアム内に近隣の住民のためになる施設を作ってほしいという意見を言った。住民から東京都に直接意見を言う場をぜひ設けていただきたい。ミュージアムの具体的な話を、東京都の職員の方から直接聞きたい。市にそのような場をセットしていただきたいと強く思っている。

⇒東京都から、当然、しかるべき説明内容が整った段階で地域の方に説明すると聞いている。改めてそういった市民の方々の強い意見があったということを伝える。また、市としても、どういことができるか考えていきたい。

○公園に関すること

- ・公園２号は、市で計画をできるのか。公園２号の説明の中で「防災設備」という言葉が出たが内容は確定しているのか。

⇒公園２号の整備計画は今後検討される。今回説明した地区計画で決めるのは、ここを公園にするということまでである。市が管理する公園になるので、機能について、ある程度の裁量があると考えられる。この地区の防災機能を高める必要性も市としてある。防災機能も含めどういった公園にしていくか、具体的な内容は今後検討していく。

- ・公園予定地にはイチョウの木とか既存の緑が多くあるが、その緑は公園に残されるのか。計画の中には、伐採する予定などがあるのか。

⇒整備計画は具体的に決まっていないが、既存樹木で活かせるものはなるべく残した形で整備され则认为している。

- ・公園２号の整備について、ベンチとか、屋根付きの休憩所など必要となると考えられるが、どのようなものを建てていくのか。

⇒公園２号の整備内容詳細については、今後検討される。先ほどの防災、安全の話もあった、どういった機能を持たせるか、どう整備していくかというのは未定である。ある程度計画が詰まった段階で、市民の方、地域の方の意見を聞けるよう、東京都に申し入れたい。

○その他

- ・現在、団地内には、来客用の有料の駐車場が１ヶ所だけある。今回、計画範囲に含まれている多摩川沿いの三角広場について、今後駐車場などに使うことはできるのか。

⇒一団地の住宅施設の計画では、三角広場は団地住民用の駐車場予定地となっており利用に制限があった。地区計画でその用途の制限が外れる。土地の所有者である東京都でその後の利用について検討される。

以上